

西播磨フードセレクション2018 募集要領

西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）では、海・平野・山などの多様な地形・気候で、古くから多様な農林漁業が営まれ、この地域ならではの多様な食文化が発展してきました。

この地域で製造された数ある食品（生鮮食品を除く）の中から、「西播磨の宝発掘」として優れた食品を選定し、その良さを広く発信するとともに地域活性化及び農林水産業の振興を図るため、“西播磨フードセレクション2018”を開催します。

1 応募資格

相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町（以下、「西播磨地域」という。）で食品を製造している者（法人、任意団体を含む）

2 募集対象食品

次の(1)～(4)の要件を全て満たす加工食品（生鮮食品ではない食品）

ただし、消費期限が2日未満の食品、弁当類、対面販売限定の食品、飲食店のメニューは募集対象外とする。

(1) 原材料について、次のいずれかを満たすこと

(ア) 主原料が西播磨産の農林水産物であること

(イ) 副原料に西播磨産の農林水産物を使用し、食品を特徴づけていること。

例：「紫黒米入りパン」

主原料の小麦粉は西播磨産ではないが、副原料の紫黒米が西播磨産の農林水産物で、商品名に「紫黒米」が使われている。

(2) 製造場所について

製造または製造委託元が、西播磨地域内の事業者であること

例：「にんじん粉末」の製造委託

西播磨地域内のにんじん生産組合が生産したにんじんの粉末製造を地域外の事業者へ委託し、同組合の商品として販売している。

(3) その食品ならではの個性・特長*があること

原材料や製造方法などに他の商品にはないこだわりがあること。(次ページ※参照。)

(4) 食品衛生法等に基づき製造許可を得ているもしくは、食品製造業に係る営業届書を県民局に提出している施設で生産されていること。

※ 個性・特長、こだわりの例

◆コンセプト

- ・「旬」「鮮度」「素材感」を感じる
- ・原材料を特定の品種などに限定、厳選
- ・栄養価が高い
- ・地域の特色「自然・歴史・文化」等が伝わる
- ・販売先を特定の地域に限定している
- ・こだわりが伝わるチラシの作成や情報発信を行っている

◆安心・安全

- ・原材料を無農薬や減農薬で生産
- ・保存料、着色料等の不使用
- ・環境に配慮している

◆製造方法

- ・最先端の技術を駆使している
- ・原料からの一貫製法である
- ・機械合理化でない手作り製法
- ・合理化よりも食味や栄養を優先する製法
- ・地域の伝統や食文化を継承する製法

◆商品デザイン

- ・消費者に受け入れられやすいパッケージ、ネーミング
- ・独創性・話題性に富むもの
- ・食べやすさ、使いやすさの工夫をしている

3 応募方法

別紙様式「西播磨フードセレクション 2018 参加申込書」に所定の事項を記入の上、下記まで郵送で応募する。

(※申込書の記入内容は、本イベント以外で使用することはありません。)

申込先 〒678-1205
赤穂郡上郡町光都2丁目25番地
兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所 農政振興第1課
西播磨フードセレクション係

4 募集期間 平成30年7月2日(月)～8月31日(金) 当日消印有効

5 審査

審査項目

- ① おいしさ
- ② 個性・特長
- ③ 安全・安心への取り組み

○予備審査【8～9月予定】 書類審査(応募要件確認及び③の審査)

(予備審査の結果は、9月上旬頃郵送にてお知らせします。)

○本審査及び結果発表【10月予定】①の食味審査、②の書類審査、及び総合審査

※審査員への試食の提供及び質疑への応答は、応募者に行っていただきます。

6 賞と賞品

グランプリ(1点)(賞状・盾・10万円相当副賞・商品に貼付する受賞シール)
金賞(数点)(賞状・盾・3万円相当副賞・商品に貼付する受賞シール)

7 注意事項

- ・募集対象食品には、生鮮食品は含まれません。
- ・応募書類は返却しません。
- ・応募者1人で何食品でも応募いただけます。
- ・申込書には、応募食品の実物を同封しないでください。
- ・予備審査を通過した場合、本審査会（10月予定）にご出席いただき、審査員への試食の提供等をお願いします。
- ・応募食品の写真を撮影し、本コンテストの広報活動として、ポスター、配付資料、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。応募するにあたってはこのことについて、ご了承ください。

8 お問い合わせ先

西播磨フードセレクション実行委員会事務局
(西播磨県民局 光都農林振興事務所 農政振興第1課)
TEL 0791-58-2194 (担当・秋田・三木)